

## 奈良県告示第四十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により次  
のとおり歳入の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和三年六月一日

奈良県知事 荒井正吾

### 一 徴収を委託した歳入

奈良県自動車駐車場及び奈良県自動車乗降場条例（昭和二十七年七月奈良県条例第  
三十五号）別表に規定する使用料（同条例第二条第一項の表に規定する奈良登大路自  
動車駐車場に係るものを除く。）

### 二 受託者の名称及び所在地

名称 株式会社近畿日本ツーリスト関西奈良支店  
所在地 奈良市高天町三八―三 近鉄高天ビル

### 三 委託事務の取扱期間

令和三年四月一日から令和六年二月二十九日まで